令和４年度第２回神石高原町農業委員会総会議事録

開　会	事務局長	ただいまから令和４年度第２回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		（会長挨拶）
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は[redacted]番[redacted]委員、[redacted]番[redacted]委員以上の２名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により在任委員数１４名中出席者は１２名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規則第３条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議　長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。[redacted]番[redacted]委員、[redacted]番[redacted]両委員にお願いします。
第１号議案	議　長	それでは議事に入ります。議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		（事務局説明）
	議　長	ありがとうございました。３－６の案件につきましては、空き家バンクの登録案件でございますので事前審査はお願いしておりません。空き家バンクに基づく農地の申請についてご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議　長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第２号議案	議　長	続きまして議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		（事務局説明）
	議　長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。４－７の案件につきまして、[redacted]推進委員お願いします。
	[redacted]番	[redacted]区担当の[redacted]です。５月２０日[redacted]委員とこの申請人の代理人である[redacted]の[redacted]さんと私で現地確認を行いました。場所は[redacted]より[redacted]線を[redacted]km ほど[redacted]方面に行ったところでございます。近くには[redacted]があります。写真をみてもらったら分かるように建物がすでに建っておりまして、これは３０年ぐらい前より宅地として造成工事を行い農業用倉庫を一棟と物置を一棟建てたということです。これにより近くの農地に影響を及ぼすことはないと思われますので、審議のほどよろしくお願いします。またこの件に関しまし

		て始末書が出ております。以上です。
	議　長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	調査をしたものが聞いてみるんですけど、この土地はもうすでに地籍調査が終わっていましてその図面を見せてもらったところ宅地になっているんですが、こういう案件も登記されるまでは取り上げて出さないといけないんですか？どちらが優先されるんでしょうか？
	事務局長	基本的には地籍調査がだいたい３年で現地調査等が完了するんですが、今現地調査が１０年かかっている地域があるというふうに聞いております。ですので、非常に難しいと思いますが原則お願いするということが大前提になるのかなと思います。
	議　長	地籍の登記は済んでる？
	事務局長	まだです。
	議　長	図面だけはできてるんですね。登記はいつ頃になる？
	事務局長	ここの地域はトラブルがあってとんでいる地域ですので、少し時間がかかる地域かなと私のほうは認識しています。油木のほうの地域でも現地調査したのが平成２２年ぐらいのところがまだ登記されていないという話を先ほど担当としましたし、豊松でも７、８年前に現地調査が終わったところもできていないということがあります。原則でいくとお願いするということになろうかと思います。
	議　長	地籍のほうでの番地はどうしてる？この番地を活かすんでしょうか？
	事務局長	そうです。甲乙は油木以外は取りますので、乙は１つ上の 1000 番台を地番としてつけるということになっておるようです。
	議　長	地籍の登記がいつになるか分からないということになると、やってもらわなくてはいけないでしょう。家のほうはどうなってるんですか？
	事務局長	そこのお家は火事で焼けてもうないんです。現状は家は無くて倉庫だけが残っている状況です。
	■番	前回その前の田んぼに現地調査に行ったんですが、その時はもう火災になっていたんですが昨年のパトロールで■推進委員がチェックをかけて、田んぼの申請の時に前の局長さんがこれも直してもらうようお願いをしてくださいということだったので、お願いをしてこの申請が出てきているんだと思います。ただ、建物は航空写真では残っておりますが現状はありません。倉庫だけです。
	議　長	■■■■■となっているが分筆してあるんかな？
	事務局長	これは税金上の孫番というのをつけさせていただいております。それで一部宅地、一部田というような区分分けができているとご理解いただければと思います。
	議　長	いつできるか登記の時期が未定ということになれば、地目変更してもらえればと思います。
	議　長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。

		議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第３号議案	議　長	続きまして議案第３号「非農地証明申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		（事務局説明）
	議　長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。１－１の案件につきまして、[redacted]推進委員お願いします。
	[redacted]番	[redacted]地区担当の[redacted]です。受付番号１－１について報告します。場所は[redacted]より[redacted]へ約[redacted]km の[redacted]の近くで[redacted]の[redacted]地区にあります。５月２２日に[redacted]委員と申請人であります[redacted]さんと私の３人で現地調査を行いました。以前より耕作できておらず現在は雑木が繁茂し原野のようになっております。これからも耕作する予定もなく地目変更したいということです。申請に際して必要書類である土地登記簿謄本、公図の写し、現地案内図等添付されており何ら問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願いします。
	議　長	ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	[redacted]番	今回非農地証明ということで[redacted]さんが申請されていますが、航空写真の右下のほうの[redacted]番地にも畑があるんですが、これは一緒に申請されなかったんですか？おそらく今回申請されたよりもすごいところではないかと思うんですが。
	事務局長	おそらく、非農地申請ということで台帳に載っておりますから[redacted]は過去にされている可能性があります。
	[redacted]	非農地の許可は降りていても登記を済まされていないんだと思います。
	議　長	今回許可書を取りに来てもらうときに登記してもらわないといけませんね。
	事務局長	はい、許可書をお渡しする時にお話しをさせて頂きたいと思います。
	議　長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第３号「非農地証明申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第４号議案	議　長	続きまして議案第４号「農用地利用集積計画について」を議題とします。説明をお願いします。
		（事務局説明）
		（担当者説明）
	議　長	ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見、ご質問があり

		ましたらお願いします。
	[redacted]番	２点ほどお伺いしたいんですが、１点目は農地の貸借について先月も話しが出たと思うんですが経営基盤強化法と農地法３条の違いで、この中のものは全部経営基盤強化法でいいのかまたは今度農地法３条に変わるのかというところの違いが１点と、６－９、１０の案件の[redacted]さんと[redacted]さんですが地番が[redacted]になっているんですが多分ここは田の真ん中に境界線あって東城分が一緒になった土地なんじゃないかなと思うんですが、こういう案件の時に神石だけ出てるのか東城のほうにも出てるのかというところが分かりますか。助成金が出ているのか出ていないのかそこらへんも兼ねてどっちが主導権を持ってやっているのかなあと思っています。
	[redacted]	先ほどの１点目のご質問でございますが現在農地の利用権設定につきましては農地法という法律とこの度の基盤強化促進法のものと農地中間管理機構法による利用権設定という３つの方法があります。現在国会のほうで審議が終了し可決されたということで今後農地の法律について大きく変わります。法律が可決されて来年の４月に施行されることになりますと経営基盤強化法も改正され現在経営基盤強化法で利用権設定されているものが農地中間管理法による利用権設定に変わる見込みです。ですから今は農地法と基盤強化法と農地中間管理機構法の３つあるわけですが、これが来年の４月以降は農地法と農地中間管理の法律２つになります。この農地中間管理機構というのは今後また農業委員の皆さまにもご協力をいただくわけですが、農業委員会のほうで目標地図というものを作成します。目標地図は１筆ごとに誰が将来担っていくかというのを農業委員会のパトロールをもとに１筆ごとに各地域で作成をされます。その目標地図に基づいて今でいう人・農地プランというものを２年以内に市町村が作成しなければならないという法律で決まりました。そこへ掲げられた農地につきましてはすべて農地中間管理機構による利用権設定をしなさいよというふうにこの度の法律で改正されました。ですから事実上今回議案にあります農業経営基盤強化法による利用権設定は無くなって農地法による利用権設定または機構法による利用権設定この２つに絞られてくるかと思います。まだまだ法律が可決されたばかりで具体的な内容についてはこれから詳しく出てこようかと思いますが、詳しい内容が出てきましたらまたこの農業委員会の研修会を通して皆様のほうにおつなぎをしていきたいと思っております。現在のところそういうふうな流れということで詳しく答弁にはなっていないと思うんですが、今現在のご回答にさせていただきたいと思います。
	[redacted]	６－９と６－１０の案件ですけどこれは実は東城町のほうだけ利用権設定がされているものです。[redacted]の[redacted]という地域なんですけど田んぼの１枚の真ん中に町境が入ってまして神石分は[redacted]の今書いてある番地な

		んですけど、東城町は残りの部分を全然違う番地で東城の番地がふってあります。今回これが出てきたのは６－９の利用権設定をする者のほうの[redacted]さんからで、作られている作物が飼料作物なんですが現地調査でＡ判定が出たんだと思うんです。それで農業委員会のほうに人に貸して作ってもらっているんですがどうしたらいいでしょうかという問い合わせがあったことから分かりまして、神石高原町のほうも合わせて利用権設定をしてもらうようにということで、同じような確認をしていたらもう１件[redacted]さん[redacted]さん分もあったということです。東城町のほうで申請を進められて出てきたということになります。水田台帳はもちろん東城のかたなので東城のほうについているんですけども、利用権設定はそれぞれしていただくことになっていますので次からはちゃんと出てくるのかなと思っているんですが、今回は東城だけされていて神石高原町のほうが出来ていなかったいう扱いになっていました。
	[redacted]番	[redacted]さんの場合は資料作物ということなら水田転作で補助金が出ているんだと思うんだけど、それは東城町から出ている？
	[redacted]	そうです。
	[redacted]番	うちは利用権設定の部分だけで関わっているということですか？
	[redacted]	１枚の田んぼを作ってもらうのにはどちらにも出してもらわないといけないんですけど、東城だけ出されていて水田台帳は全部の面積で入っている形になってました。
	[redacted]番	難しいところですね。分かりました。
	議　長	ということはこの面積は高原町の部分の面積？
	[redacted]	そうです。
	議　長	それと１２－１の[redacted]は解除条件付きになるんよね？
	[redacted]	そうです。
	議　長	それと[redacted]委員から質問のあった基盤強化法と３条の関係ですがそもそも基盤強化法というのは担い手が土地を容易に貸し借りできるために、農地法とは別にこの法律が作られたということで基盤強化法での利用権設定は契約期間が満了したら自動的に契約は消滅をするという制度になっています。農地法の３条を利用いたしますと申請をして農業委員会の許可を受けない限り３条の賃借権はずっと末代まで残ってきます。本来なら県あたりに言わせますと基盤強化法を作るのは担い手が中心であって小さい農家まで基盤強化法を使うのはおかしいよという言い方をしたりするんですが、便宜上基盤強化法で本庁の場合はすべて運用してきているということです。ですから３条で賃借権をつけていたら油断していたら農地台帳へ取り消し申請が出ない限りずっと残りますから次の人が借りようとしても借りられない事態が発生するんです。要するに契約満了時点の手続きが簡単にできるかそうでないかの違いというのが大きな課題です。ですから、さっき山村係長が言いましたように目標地図

		で地図内に入っているところは全部中間管理機構経由で貸し借りをしますよというのが原則で、それから外れたところは３条でやりなさいよということになりますので目標地図の作成段階でどういう知恵を出すのかがこれからの大きな課題になってこようかと思います。
	議　長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第４号「農用地利用集積計画について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
	議　長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後２時１４分

		以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。 令和４年６月２８日
		会長 [redacted]番 [redacted]委員 [redacted]番 [redacted]委員